

事 前 評 価 調 書

I 事業概要									
事 業 名	治山事業（予防治山事業）								
地 区 名	蒲郡市西浦町稻村								
事業箇所	蒲郡市西浦町稻村								
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。								
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>転石整理工 32 個、固定工（ロープ伏工）1644m² を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。</p>								
事業費	事業費	内訳							
	75 百万円	■工事費	75 百万円、□用補費	百万円、□その他	百万円				
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度				
事業内容	転石整理工 32 個、固定工（ロープ伏工）1644m ² を設置する。								
II 評価									
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹斜面の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。							
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。						
		B	B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。						
	【理由】	山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。							
②事業の実効性	1) 事業計画	平成 28 年度に工事を 31 百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成 28 年度から平成 30 年度で、総事業費は 75 百万円の予定である。							
	2) 地元の合意形成	合意済み							
		判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。					
B	B： 事業計画の実効性が期待できない。								
	【理由】	地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。							
III 対応方針									
妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。								
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容									
■対象（事業完了後 5 年目）	□対象外	【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】							
<p>【主な評価内容】</p> <p>治山施設の整備状況</p>									